

「つながる防災プロジェクト」FAQ

- ・これまでの「つながる防災プロジェクト」説明会でいただいた質問や、その後事務局にいただいた質問をもとに作成しています。可能であれば説明会にて、最新の情報をご確認ください。
- ・「つながる防災プロジェクト」応募要項の項目（1～7）に沿って作成しています。

4. 助成の対象となる取り組み

Q. A～Cのコース判断は誰が行うのか。

A. 申請を行う児童館が各コースの説明をよく読み選んでください。事務局でコース分けは行いません。

Q. 定期的な避難訓練などの防災行事は実績になるのか。

A. 住民に開かれた活動をしているかどうかでご判断ください。

職員むけ避難訓練のように内部を対象とした活動のみ実施の場合は、Aコースを選択ください。

Q. 福祉避難所の指定を受けていないとBコースは対象外になるのか。

A. 福祉避難所の指定を受けていなくても、地区防災計画づくりなどの作成を行う場合は、対象となります。地区防災計画は住民が自発的な取り組みのもとに策定するものですので、災害時に地域で児童館が果たしたい役割を地域住民の方たちと共有し、取り組みを持つことは大切なことだと考えています。実際に災害が発生した時には、避難所指定の有無に関わらず児童館で住民対応を行ったという事例もたくさんあります。

Q. 複合施設の児童館。併設の高齢者施設は福祉避難所指定を受けているが児童館は受けていない。

地域との協働実績はあり、Bコースで申請できるか。

A. 申請できます。地区防災計画は、地域住民が自発的な取り組みのもとに策定するものですので、避難所指定の有無に関わらず、災害発生時の想定計画を立てて実施することができます。

Q. 自治体との協定はすでにあるし、日常的に意見交換もしている。計画を新たに作りたい児童館のみが対象なのか。

A. 計画のブラッシュアップや点検、見直しについても対象となります。

Q. 自治会と一緒に防災活動をしている。新たな連携先を増やして取り組みたい。Bコースで申請可能か。

A. 可能です。Bコースでチャレンジしていただきたいと考えています。

Q. イベント実施について、大きいイベント1回と小さいイベント複数回、どちらがよいのか。

A. イベントは「住民に開かれているか」がポイントです。地域や対象に合わせて、適切と思われる規模や回数で開催してください。

Q. イベント会場は児童館のみか。別の場所で実施できるか。

A. 実施場所は児童館に限りません。避難訓練等で地域の学校が会場になったり、他の施設と一緒に活動を行ったり、地域全体を使った活動をしたりなど、さまざまな実施方法が可能です。要配慮者の方や地域住民の方の参加しやすさを考慮して、実施会場をご検討ください。

Q. 児童館がない地域に複数の児童館が連携してアウトリーチ型の児童館活動をしている。

アウトリーチ先の地域で事業を行うことは可能か。

A. 可能です。申請をする場合は、主担当の児童館を決めてご申請ください。想定している協働相手の中に、協働している児童館も記載してください。

5. 助成内容

Q. 申請段階で 10 万円の予算としたが、途中で規模が拡大した場合は追加申請できるのか。

A. 追加申請はできません。本助成は申請いただいた計画や予算に対して審査され、採否を決定します。計画や予算に大幅な変更が生じた時には、事務局までご連絡いただき、助成事業として実施するかどうかを双方で確認します。

Q. 助成金が残った場合はどうなるのか。

A. 返金になります。

Q. 助成金の支払い方法と時期を教えてください。

A. 事業開始時の一括払いを予定していますが、児童館の会計方式に合わせた対応*が可能です。
*事前（一括／半期ごと）、精算後支払い（一括／半期ごと）

Q. 非常食を実際に食べるような体験活動をしたい。非常食の購入費用は助成対象になるのか。

A. 体験のために使うのであれば対象になります（備蓄は対象外）。

Q. 県外から研修の講師を呼びたい。旅費は対象になるか。

A. 対象になります。

Q. 研修の講師を呼びたいが、誰に頼んでよいか分からない。

A. 講師の候補がない場合、事務局から紹介することは可能です。講師謝金については予算計上してください。

Q. 事業サポートとは具体的に何か。

A. 採択された企画に対して、防災・減災活動にかかる専門的見地からの助言をしたり、地域内連携のコーディネーター役を紹介したりして、申請された取り組みがより発展するような支援です。児童館と事務局双方の協議により必要と判断された場合に、事務局で事業サポートを行う方を調整いたし

ます。専門家やコーディネーターへの謝金は事務局で計上していますので、児童館での予算化は不要です。

Q. 自分たちが希望する専門家に事業サポートをしてほしいが、可能か。

A. 事業サポートは、児童館と事務局双方の協議により必要と判断された場合に、事務局で事業サポートを行う方を調整いたします。希望する方がいる場合は、予め申請書に記載してください。なお、採択後に、サポートをしてほしい具体的な内容をもとに、児童館と事務局双方の協議のうえ決定いたしますので、ご希望に添えない場合もありますことをお含みおきください。

7. 採択後のスケジュールなど

Q. 児童館で事業の告知や報告等を行う時、チラシなどに記載する情報はプロジェクト名か、協賛企業名か。

A.基本的にはプロジェクト名（ロゴ）を明示していただきます。採択された児童館には、広報についてのガイドラインを配布しますので、ご確認ください。